

令和7・8年度
人吉球磨広域行政組合競争入札参加資格申請に係る提出書類(追加受付)
[物品調達]

	提出書類	注意事項
●	受付票 [物品調達]	組合指定様式
1	競争入札等参加資格審査申請書 [物品調達等]	組合指定様式
2	使用印鑑届	組合指定様式*権限委任する場合は提出不用
3	委任状(営業所・支店等に権限を委任する場合)	組合指定様式*受任者がある場合は提出
4	資格審査調書	組合指定様式(1～6)
5	営業上必要な各種許可書・登録証明書の写し	写し可
6	法人:履歴事項全部証明書 個人:市町村長が発行する身分証明書	申請月から3ヶ月以内に取得したもの(写し可)
7	納税証明書	申請月から3ヶ月以内に取得したもの(写し可)
	・消費税及び地方消費税の納税証明書	(法人:その3の3)又は(個人:その3の2)
	・県税の納税証明書 熊本県内に本店又は支店がある場合は、熊本県税について未納がないことの証明書:別記第28号様式(その6)	熊本県内に本社・支店・営業所等が無い場合は、本社の所在地の都道府県が発行する都道府県税に未納額のないことがわかる納税証明書
	・市区町村の納税証明書	人吉球磨管内に本社・支店・営業所等がある場合は、管内市町村発行のもの、それ以外については、本社所在地の市区町村発行の未納額のないことがわかる納税証明書
8	財務諸表の写し(直近2ヵ年度分)	貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書
9	印鑑登録証明書	申請月から3ヶ月以内に取得したもの(写し可) 印影が確認できること
10	資本関係・人的関係調書	組合指定様式
11	誓約書兼申請者等調書	組合指定様式
12	労働保険支払証明書の写し(直近)	領収書等の写しでも可
13	主要取引金融機関名	写し可
14	代理店等であることを証する書面	代理店等である場合のみ(写し可)
15	販売内容を記したパンフレット等	任意
16	アンケート用紙(電子入札について)	アンケートの記入をお願いします。
17	返信用封筒(宛名明記、110円切手貼付)	切手を貼付した封筒を用意すること。

<注意事項>

- ・提出書類は、「受付票」を先頭に書類番号順に揃えて、「個別フォルダー(A4)」に挟んでください。なお、フラットファイル及びクリアファイルでの提出は受付できません。
- ・各書類は、ホチキス止めしないでください。
- ・申請内容の不備、不足書類等があった場合、問い合わせを行いますので、必ず控え(コピー)をとってください。なお、申請内容の修正、不足書類の提出を行わない場合は、受付できません。

令和 7 ・ 8 年度
人吉球磨広域行政組合競争入札参加資格申請に係る提出書類(追加受付)
[物品調達]

※枠内に申請者名（会社名）を記載してください。

書類 番号	申請書類	申請者 確認欄	組 合 確認欄
1	競争入札等参加資格審査申請書 [物品調達等]		
2	使用印鑑届		
3	委任状		
4	資格審査調書（組合指定様式 1 ～ 6）		
5	営業上必要な各種許可書・登録証明書の写し		
6	法人：履歴事項全部証明書		
	個人：市町村長が発行する身分証明書		
7	納税証明書（国、県、市区町村税の納税証明書）		
8	財務諸表の写し（直近2ヵ年度分）		
9	印鑑登録証明書		
10	資本関係・人的関係調書		
11	誓約書 兼 申請者等調書		
12	労働保険支払証明書の写し（直近）		
13	主要取引金融機関名		
14	代理店等であることを証する書面		
15	販売内容を記したパンフレット等（任意）		
16	アンケート用紙		
17	返信用封筒（宛名明記、110円切手貼付）		

＜注意事項＞

- ・申請書類を確認してください。確認できましたら申請者確認欄に「レ又は○」を記入してください。
- ・提出書類は、「受付票」を先頭に書類番号順に揃えて、「個別フォルダー(A4)」に挟んでください。なお、フラットファイル及びクリアファイルでの提出は受付できません。
- ・各書類は、ホチキス止めしないでください。
- ・申請内容の不備、不足書類があった場合、問い合わせを行いますので、必ず控え(コピー)をとってください。なお、申請内容の修正、不足書類の提出を行わない場合は、受付できません。

組合受付印

競争入札等参加資格審査申請書[物品調達等]

令和 年 月 日

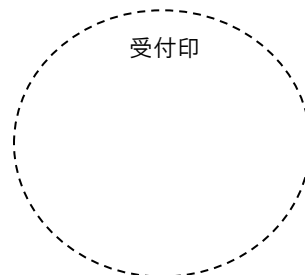
人吉球磨広域行政組合 理事会代表理事 様

令和7・8年度において、人吉球磨広域行政組合が行う物品調達等（製造、修繕を含む。）及び業務委託（建設工事関係を除く。）に係る競争入札等に参加したいので、指定の書類を添えて競争入札等参加資格の審査を申請します。なお、この競争入札等参加資格審査申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

1. 申請者

住 所	〒		
(フリガナ)			
商号又は名称			
(フリガナ)			
代表者職氏名	職名	氏名	実印
電話番号		FAX番号	
メールアドレス			
(フリガナ)			
担当者氏名		担当者 電話番号	
権限委任をされる方は、下記に受任者情報を記載及び委任状を提出してください。			
受任者住所	〒		
(フリガナ)			
商号又は名称 (受任者)			
(フリガナ)			
受任者職氏名	職名	氏名	
電話番号		FAX番号	
メールアドレス			
(フリガナ)		電話番号	
(代理申請時使用欄) 申請代理人		住 所	

受付印



使用印鑑届



※入札・契約権限を持つ人を表す印となりますので、会社名だけの角印だけでは使用できません。

上記の印鑑は、入札、見積り、契約締結、代金の請求及び受領のために使用する印鑑として届け出ます。

令和 年 月 日

人吉球磨広域行政組合 理事会代表理事 様

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

実印

委 任 状

令和 年 月 日

人吉球磨広域行政組合 理事会代表理事 様

所 在 地

委任者 商号又は名称

代表者職氏名

実印

私は、下記の者を受任者と定め、資格有効期間の間、委任事項に記載する一切の権限を委任します。

所 在 地

受任者 商号又は名称

代表者職氏名

使用印

委任事項

- (1) 入札及び見積に関する件
- (2) 契約の締結及び履行に関する件
- (3) 契約金額の請求及び受領に関する件
- (4) 復代理人選任に関する件
- (5) 上記各項に付帯する一切の件

※委任されない事項については、適宜、二重取消線と訂正印をお願いします。

資格審査調書(物品調達等)

1. 経営の状況等

営業 の 沿革 及 び 従 業 員 数	①創業年月日	☐ 明 ☐ 大 ☐ 昭 ☐ 平 ☐ 令 年 月 日							
	②休業・転廃業期間	年間		③営業年数(①－②)			年		
	常勤(正社員)	臨時雇用者数 (パート・アルバイト等)			総従業員数				
	※「常勤(正社員)」欄には、期間を定めずに雇用された者又は1年以上の雇用期間を定めて雇用された者の人数を記載すること。代表者を含む。								
自己資本額 (貸借対照表純資産の部 純資産の合計)		千円							
総資本額 (貸借対照表 負債純資産合計)		千円							
年間 売上 額	前々年度決算	令和	年	月	日	まで	千円		
	前年度決算	令和	年	月	日	まで	千円		
	2年度間平均						千円		
営業利益 売上高営業利益率＝ $\frac{\text{【 売上高 】}}{\text{【 営業利益 】}} \times 100 \div$ % ※小数点以下第2を四捨五入									
売上高 総資本回転率＝ $\frac{\text{【 売上高 0 】}}{\text{【 総資産 】}} \div$ 回 ※小数点以下第2を四捨五入									
純資産(自己資本) 自己資本比率＝ $\frac{\text{【 純資産(自己資本) 】}}{\text{【 総資産 0 】}} \times 100 \div$ % ※小数点以下第2を四捨五入									
長・短期借入金＋社債 借入金月商倍率＝ $\frac{\text{【 長・短期借入金＋社債 】}}{\text{【 売上高 0 】}} \times 12 \div$ 倍 ※小数点以下第2を四捨五入									

調書2

※1. 直前2年間における国、地方公共団体等公的機関との主な取引について記載すること。
2. 公的機関との取引実績がない場合は、その他の取引について記載すること。

3. [役務の提供の営業種目一覧] ※該当する口欄にシ点を付けること。

調書3

営業種目分類	
営業種目等	具体的な事例
(A) 情報サービス	
① ソフトウェア	☐ 受託開発ソフトウェア ☐ プログラム作成 ☐ 情報システム開発 ☐ その他 ()
② 情報処理・提供サービス	☐ 受託計算サービス ☐ 世論調査 ☐ 市場調査 ☐ その他 ()
(B) インターネット附随サービス	
① インターネットに附随するサービス	☐ ネットワーク保守 ☐ 電子認証業 ☐ 情報ネットワーク・セキュリティ・サービス ☐ ASP (アプリケーション・サービス・プロバイダ) ☐ ウェブ・コンテンツ提供業 ☐ その他 ()
(C) 映像・音声・文字情報制作	
① 映像情報制作・配給	☐ ビデオ制作 ☐ その他 ()
② 音声情報制作	☐ 音声情報制作 ☐ その他 ()
③ 出版	☐ 印刷出版 ☐ 情報誌発行 ☐ パンフレット出版・印刷出版 ☐ その他 ()
④ 広告制作	☐ 広告制作 (印刷物にかかるもの) ☐ その他 ()
(D) 運輸・交通	
① 運輸・交通	☐ 乗合バス ☐ ハイヤー ☐ 貸切バス ☐ その他 ()
(E) 不動産鑑定	
① 不動産鑑定	☐ 不動産鑑定 ☐ その他 ()
(F) 広告業	
① 広告	☐ 広告 ☐ 総合広告 ☐ 広告代理 ☐ 新聞広告代理 ☐ インターネット広告 ☐ その他 ()
(G) 技術サービス	
① 計量証明	☐ 環境測定分析 ☐ 作業環境測定分析 ☐ 土壌汚染測定分析 ☐ 水質汚濁測定分析 ☐ 浮遊粉じん測定 ☐ 放射能等測定分析 ☐ 金属・鉱物分析 ☐ アスベスト ☐ 貨物以外の質量証明 ☐ 環境以外の濃度計量証明 ☐ ボーリング調査 ☐ その他 ()
② 写真	☐ 写真撮影 ☐ 宣伝写真 ☐ その他 ()
③ 施設運転保守管理	☐ 汚泥・し尿処理施設 ☐ ごみ処理施設 ☐ リサイクル施設 ☐ 火葬場 ☐ 水処理施設 ☐ その他 ()

3. [役務の提供の営業種目一覧] ※該当する口欄にシ点を付けること。

調書3

(G) 技術サービス	④ プラント設備保守				
	☐	☐ 槽清掃業務	☐ ごみ処理施設・汚泥・し尿処理施設等の工作物・機械類等の保守点検		
		☐ 活性炭交換業務	☐ ろ過器充填材交換業務	☐ 火葬設備保守点検	☐ 計量器保守点検
		☐ トラックスケール保守	☐ クレーン点検業務	☐ 排水管等清掃業務	☐ 煙突掃除
		☐ その他（			）
	⑤ 浄化槽保守				
	☐	☐ 浄化槽清掃	☐ 浄化槽保守点検		
		☐ その他（			）
	⑥ 電気設備保守				
	☐	☐ 受電設備・変電設備等の保守点検			
		☐ その他（			）
	⑦ 自家用電気工作物				
	☐	☐ 自家用電気工作物の保守点検			
		☐ その他（			）
⑧ 空調設備保守					
☐	☐ 冷暖房設備・空調設備・冷温水発生器等の保守点検				
	☐ その他（			）	
⑨ 通信設備保守					
☐	☐ 電話交換機・電話設備・無線機・共聴設備・アンテナ等の保守点検				
	☐ その他（			）	
⑩ 消防設備保守					
☐	☐ 危険物貯蔵所の保守点検	☐ 消火設備・火災報知設備等の保守点検	☐ 地下タンク漏洩検査		
	☐ その他（			）	
⑪ ボイラーの清掃・保守					
☐	☐ ボイラーの清掃・保守点検				
	☐ その他（			）	
⑫ エレベータ等設備保守					
☐	☐ 昇降機	☐ 自動ドア			
	☐ その他（			）	
⑬ 道路・公園・森林等の清掃・管理					
☐	☐ 道路・公園・森林等の清掃	☐ 道路・公園・森林等の除草	☐ 道路・公園・森林等の樹木管理		
	☐ その他（			）	
⑭ 事務機器保守					
☐	☐ 事務機器の保守点検				
	☐ その他（			）	
⑮ その他設備					
☐	☐ 給排水設備の保守点検				
	☐ その他（			）	
(H) 旅行	① 旅行				
	☐	☐ 第一種旅行業	☐ 第二種旅行業	☐ 第三種旅行業	☐ 旅行業者代理業
☐ その他（				）	
(I) 医療に附帯するサービス	① 医療				
	☐	☐ 医療に係る検体検査	☐ 健康診断		
☐ その他（				）	
(J) 保健衛生	① 検査				
	☐	☐ 水質検査			
		☐ その他（			）
	② 消毒				
☐	☐ 消毒				
	☐ その他（			）	

3. [役務の提供の営業種目一覧] ※該当する口欄にし点を付けること。

調書3

(K) 廃棄物処理	
① 一般廃棄物	
☐	☐ 一般廃棄物収集運搬 ☐ 一般廃棄物処分 ☐ その他 ()
② 特別管理一般廃棄物収集運搬	
☐	☐ PCB使用部品 ☐ 廃水銀 ☐ ばいじん ☐ ばいじん、燃え殻、汚泥 ☐ 感染性一般廃棄物 ☐ その他 ()
③ 特別管理一般廃棄物処分	
☐	☐ PCB使用部品 ☐ 廃水銀 ☐ ばいじん ☐ ばいじん、燃え殻、汚泥 ☐ 感染性一般廃棄物 ☐ その他 ()
④ 産業廃棄物	
☐	☐ 収集運搬 ☐ 処分 ☐ その他 ()
⑤ 特別管理産業廃棄物	
☐	☐ 収集運搬 ☐ 処分 ☐ その他 ()
(L) 自動車・建設機械整備	
① 自動車一般整備	
☐	☐ 自動車整備 ☐ 自動車修理 ☐ その他 ()
② 建設機械整備	
☐	☐ フォークリフト・バックホー・タイヤショベル等の点検・整備修理 ☐ その他 ()
(M) 労働者派遣	
① 労働者派遣	
☐	☐ 労働者派遣 ☐ その他 ()
(N) 速記・ワープロ入力	
① 速記・ワープロ入力	
☐	☐ 速記 ☐ 筆耕 ☐ テープ起こし ☐ その他 ()
(P) 建物サービス	
① ビルメンテナンス	
☐	☐ ビルメンテナンス ☐ ビルサービス ☐ 運転・保守管理 ☐ その他 ()
(P) 建物サービス	
① 建築物清掃	
☐	☐ 建築物清掃 ☐ 床磨き ☐ ガラスふき ☐ その他 ()
② 給水管理	
☐	☐ 貯水槽清掃 ☐ 給水管洗浄 ☐ 排水槽清掃 ☐ 排水管清掃 ☐ その他 ()
③ 害虫防除	
☐	☐ ねずみ・昆虫等の防除 ☐ その他 ()
(Q) 警備	
① 警備	
☐	☐ 警備 ☐ 警備保障 ☐ 常駐警備 ☐ 雑踏警備 ☐ 機械警備 ☐ その他 ()
(R) 他に分類されない事業サービス	
① ディ스플레이	
☐	☐ 販売促進 ☐ 教育啓蒙 ☐ その他 ()

3. [役務の提供の営業種目一覧] ※該当する口欄にシ点を付けること。

調書3

(R)	他に分類されない事業サービス				
	②	産業用設備洗浄			
	☐	☐ プラント洗浄	☐ 産業用配管洗浄	☐ 産業用タンク洗浄	☐ 産業用上下水道管洗浄
		☐ その他（ ）			
(S)	③	料金徴収			
	☐	☐ ごみ処理手数料徴収業務			
		☐ その他（ ）			
(S)	印刷・同関連				
	①	印刷			
	☐	☐ オフセット印刷	☐ 凸版印刷	☐ 凹版印刷	☐ スクリーン印刷
		☐ その他（ ）			
	②	製版			
	☐	☐ 写真製版	☐ 写真植字	☐ デジタル製版	☐ スクリーン製版
		☐ その他（ ）			
	③	製本、印刷物加工			
	☐	☐ 製本	☐ 印刷物加工		
		☐ その他（ ）			
	④	印刷関連サービス			
	☐	☐ 校正刷	☐ 刷版研磨	☐ 印刷物結束	☐ 印刷校正
	☐ その他（ ）				
(T)	文化財				
	①	文化財			
	☐	☐ 埋蔵文化財発掘整理	☐ 遺物収集整理・分析		
	☐ その他（ ）				
(U)	建具				
	①	建具			
	☐	☐ シャッター	☐ サッシ	☐ ドア	☐ 木製建具
	☐ その他（ ）				
(V)	その他				
	①	いずれにも属さない業務			
	☐	☐ 残骨灰処理	☐ ISO認証取得支援		
	☐ その他（ ）				

3. [物品調達（製造、修理、購入、賃貸借、買取）の営業種目一覧] ※該当する□欄にレ点を付けること。 調書3

営業種目分類	
営業種目等	具体的な事例
(1) 事務用品	☐ ① 事務用品 ☐ 事務用品 ☐ オフィス家具 ☐ その他 () ☐ ② 事務機器 ☐ 事務機器用品 ☐ デジタル複合機 ☐ その他 ()
(2) 電子機器（パソコン、パソコン関係用品等）	☐ ① 電子機器（パソコン、パソコン関係用品等） ☐ 本体・周辺機器 ☐ ネットワーク機器 ☐ その他 ()
(3) 印刷	☐ ① 印刷 ☐ 一般印刷物 ☐ 製本 ☐ その他 ()
(4) 図書	☐ ① 書籍・新聞 ☐ 一般図書 ☐ 法令集 ☐ その他 ()
(5) 衣料	☐ ① 衣料品 ☐ 事務服 ☐ 作業服 ☐ その他 ()
(6) 保護具	☐ ① 保護具 ☐ 防護服 ☐ 防塵防毒マスク・吸収缶 ☐ 墜落静止用器具 ☐ ヘルメット ☐ 保護メガネ ☐ その他 ()
(7) 包材	☐ ① 包材 ☐ フレキシブルコンテナバッグ ☐ 機械用PPバンド（自動梱包用） ☐ その他 ()
(8) 日用品	☐ ① 生活用品 ☐ 紙製品等 ☐ 洗剤等 ☐ 掃除用品等 ☐ その他 ()
(9) 生活雑貨	☐ ① 生活雑貨 ☐ 家具 ☐ ブラインド ☐ その他 ()
(10) 機械器具	☐ ① 建設用機械器具 ☐ 建設用機械 ☐ 建設用器具 ☐ その他 () ☐ ② 産業機械器具 ☐ ポンプ ☐ ファン ☐ ボイラー ☐ 荷役運搬用クレーン ☐ 真空掃除機 ☐ 発電機 ☐ その他 () ☐ ③ 工具・工作機械器具 ☐ 工具・工作機械器具 ☐ 木工機械 ☐ プレス機 ☐ 切断機 ☐ その他 () ☐ ④ 農業用機械器具 ☐ オートモア・ハンマーナイフ ☐ 刈払機 ☐ チェーンソー ☐ その他 ()

3. [物品調達（製造、修理、購入、賃貸借、買取）の営業種目一覧] ※該当する口欄にシ点を付けること。 調書3

3. [物品調達（製造、修理、購入、賃貸借、買取）の営業種目一覧] ※該当する口欄にレ点を付けること。 調書3

(15) 公園遊具	① 公園遊具（遊具、ベンチ等）
	☐ 遊具 ☐ その他（ ）
(16) 視聴覚機器用品	① 視聴覚機器用品
	☐ 音響 ☐ 放送設備機器 ☐ プロジェクター ☐ 演台 ☐ その他（ ）
(17) 電化製品電気通信	① 電化製品・照明器具
	☐ 電化製品 ☐ 冷蔵機器 ☐ 照明器具 ☐ デジカメ ☐ その他（ ）
	② 通信機器
	☐ F A X ☐ 携帯電話（PHS） ☐ 電話機 ☐ その他（ ）
	③ 空調機器
	☐ 冷暖房機器 ☐ その他（ ）
(18) 科学機器	① 理化学機器
	☐ 滅菌・殺菌・消毒機器 ☐ 電気炉・加熱器 ☐ 遠心分離器・ろ過器 ☐ 光学検査機器 ☐ その他（ ）
	② 実験用器具・消耗品
	☐ 器具・容器 ☐ 補助器具・消耗品 ☐ その他（ ）
	③ 計測機器
	☐ 大気汚染分析・計測機器・装置 ☐ 水質汚濁分析・計測機器・装置 ☐ 電気計測器 ☐ 熱電対 ☐ 電極棒 ☐ 水位計 ☐ pH計 ☐ 流量計 ☐ 圧力計 ☐ その他（ ）
(19) 医化学機器用品	① 医療用機器
	☐ 医療用検査機器 ☐ その他（ ）
	② 衛生用品・医療用品
	☐ 衛生用品（ガーゼ、包帯等） ☐ 医療品（救急絆創膏、マスク、体温計等） ☐ その他（ ）
	③ 救急用資器材
	☐ AED（自動体外式除細動器） ☐ AED消耗品 ☐ その他（ ）
(20) 車両	① 一般車両・二輪車販売等
	☐ 自動車（新車） ☐ 中古車 ☐ 電装品・タイヤ・車両部品 ☐ その他（ ）
	② 特殊車両販売
☐ 塵芥車 ☐ ホイルローダー ☐ レッカー車 ☐ ダンプ・ユニック ☐ その他（ ）	
(21) 看板	① 看板・広告・横断幕等
	☐ ポスター掲示 ☐ 道路標識 ☐ のぼり ☐ 懸垂幕 ☐ その他（ ）
(22) ギフト用品・表彰用備品・葬祭用品	① ギフト用品・表彰用備品・葬祭用品
	☐ 記章等 ☐ トロフィー ☐ 祭壇 ☐ 葬祭用備品 ☐ ギフト用品 ☐ その他（ ）

3. [物品調達（製造、修理、購入、賃貸借、買取）の営業種目一覧] ※該当する口欄にシ点を付けること。 調書3

調書6

[illegible]

※ 支社、支店、営業所等について記載すること。本社（本店）のみの場合には、本社（本店）について記載すること。

資本関係・人的関係調書

令和 年 月 日

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

実印

当社と資本関係及び人的関係等のある者は、次のとおり相違ありません。

1 資本関係に関する事項

① 会社法第2条第4号の2の規定による親会社等

商号又は名称	

② 会社法第2条第3号の2の規定による子会社等

商号又は名称	

③ ①に記載した親会社等の他の子会社等（自社を除く）

商号又は名称	

（注）親会社等は、持株会社等も記載の対象となります。

2 人的関係に関する事項

① 役員等の兼任の状況（代表権を有する者が同一である会社等についても記載）

当社の役員等		兼任先及び兼任先での役職	
役職	氏名	商号又は名称	役職

② 役員等が夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にある会社等

当社の役員等		夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にある会社等及び役職		
役職	氏名	商号又は名称	役職	続柄

※「親会社等」とは、会社法第2条第4号の2の規定による親会社等をいう。

※「子会社等」とは、会社法第2条第3号の2の規定による子会社等をいう。

※「会社等」とは、株式会社（特例有限会社を含む。）、合名会社、合資会社、合同会社、組合、共同企業体、設計共同体又は個人事業主をいう。

※「役員等」とは、次の者をいう。

- ・株式会社（特例有限会社を含む。）の取締役（社外取締役を含む。ただし、指名委員会等置会社の取締役を除く。）
- ・持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の業務を執行する社員
- ・組合の理事又はこれらに準ずる者
- ・会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人
- ・指名委員会等設置会社における執行役

※ 取締役には、非常勤を含む。

※ 監査役、会計参与、執行役員は該当しない。

※ 「夫婦」は法律上のものに限る。

※ 「親子」は、民法上の規定による実子のほか、普通養子及び特別養子の関係にあるものをいう。

※ 「兄弟姉妹」は、血族関係にあるものをいい、姻族関係にあるもの（配偶者の兄弟姉妹）は含まない。

誓約書 兼 申請者等調書

下記の者について、熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者及び、地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に該当しないことを誓約し、熊本県警察本部に照会することに同意します。

本誓約を守らないときは、競争入札参加資格を取り消されることになっても異議はありません。

人吉球磨広域行政組合

令和 年 月 日

理事会代表理事 松岡 隼人 様

住所（所在地）

商号又は名称

代表者職氏名

実印

記

1 委任先代表者（委任先がある場合のみ記載）

住所				
職名		生年月日		性別
氏名		氏名カナ		

熊本県暴力団排除条例【抜粋】

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この条及び次条において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- 二 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- 三 略
- 四 暴力団密接関係者 事業者で次に掲げるものをいう。
 - ア 法人でその役員又は熊本県公安委員会規則（以下「公安委員会規則」という。）で定める使用人のうちに暴力団員のあるもの
 - イ 個人で公安委員会規則で定める使用人のうちに暴力団員のあるもの
 - ウ ア及びイに掲げる者のほか、暴力団員がその事業活動を支配する者として公安委員会規則で定めるもの

地方自治法施行令【抜粋】

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一～二 略
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律【抜粋】

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。
- 二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 三～五 略
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- 七～八 略

第3条～第31条 略

第32条 国及び地方公共団体は、次に掲げる者をその行う売買等の契約に係る入札に参加させないようにするための措置を講ずるものとする。

- 一 指定暴力団員
- 二 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- 三 法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員となっているもの
- 四 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（前号に該当するものを除く。）

会社名 : _____

主要取引金融機関名

政府関係金融機関	普 通 銀 行 長期信用銀行	株式会社商工組合中央金庫 信用金庫・信用協同組合	その他の金融機関

記載要領

- 1 「政府関係金融機関」の欄は、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行等について記載すること。
- 2 各金融機関とも、本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区別まで記載すること。
(例 ○○銀行○○支店)

アンケート回答用紙

(会社名)

競争入札参加資格申請書を提出いただきありがとうございます。
この度、DX推進に伴い電子入札の導入を検討しています。そのため、当組合に競争入札参加資格申請書を提出していただきました業者の皆様方にアンケートへの回答をお願いしております。
お忙しいところ恐れ入りますが、ご協力をよろしくお願いします。

※回答方法につきましては、下記のアンケート該当場所にチェックをつけていただき、その理由も併せて記入をお願いいたします。

・アンケート回答欄

問1 電子入札に対応しているか。

- ☐ 対応している ※質問は以上になります
- ☐ 対応していない ※問2へお進みください。

問2 対応していない場合は、下記に理由をお書きください。

アンケートのご協力ありがとうございました。